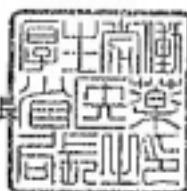


医薬発第0207002号  
平成14年 2月 7日

各〔都道府県知事  
政令市市長  
特別区区長〕様

厚生労働省医薬局長



室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等  
について

厚生労働省では、関係省庁と連携して、シックハウス対策の総合的な推進に取り組んでいるところであり、これまでに、平成12年6月30日付生衛発第1093号生活衛生局長通知（厚生省当時、以下「第1093号通知」という。）、平成12年12月22日付生衛発第1852号生活衛生局長通知（厚生省当時、以下「第1852号通知」という。）及び平成13年7月25日付医薬第828号医薬局長通知（以下「第828号通知」という。）により、ホルムアルデヒド等11種類の室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的な測定方法等について、貴重なご意見を頂いたところである。

今般、「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」（座長：林 裕造 元国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長）において、新たに中間報告書が取りまとめられたことを受け、下記の通り、室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について定めたので、貴聴におかれましては、建築物衛生その他の生活環境対策の推進に活用するとともに、市町村、関係団体、住民等への周知を図るようお願いする。

なお、引き続き、その他の個々の室内空气中化学物質及び総揮発性有機化合物の室内濃度指針値の検討並びに空気質に関する情報開示及びモニタリング体制の検討等を行う予定であることを申し添える。



## 記

### 1. 個別の揮発性有機化合物(VOC)の指針値等について

#### (1) 指針値について

今般、室内空気汚染に係るガイドラインとして、新たにアセトアルデヒド、フェノブカルブの室内濃度に関する指針値を定めたので、既に指針値を定めた物質とともに下表に示す。

ここに示した指針値は、現状において入手可能な科学的知見に基づき、人がその化学物質の示された濃度以下の暴露を一生涯受けたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値である。これらは、今後集積される新たな知見や、それらに基づく国際的な評価作業の進捗に伴い、将来必要があれば変更され得るものである。

揮発性有機化合物	毒性指標	室内濃度指針値*	参照通知
ホルムアルデヒド	ヒト吸入暴露における鼻咽頭粘膜への刺激	1.00 µg / m <sup>3</sup> (0.08 ppm)	第109号通知
トルエン	ヒト吸入暴露における神経行動機能及び生殖発育への影響	2.60 µg / m <sup>3</sup> (0.07 ppm)	第109号通知
キシレン	妊娠ラット吸入暴露における出生児の中枢神経系発達への影響	8.70 µg / m <sup>3</sup> (0.20 ppm)	第109号通知
パラジクロロベンゼン	ビーグル犬経口暴露における肝臓及び腎臓等への影響	2.40 µg / m <sup>3</sup> (0.04 ppm)	第109号通知
エチルベンゼン	マウス及びラット吸入暴露における肝臓及び腎臓への影響	3.80 µg / m <sup>3</sup> (0.08 ppm)	第182号通知
スチレン	ラット吸入暴露における脳や肝臓への影響	2.20 µg / m <sup>3</sup> (0.05 ppm)	第182号通知
クロルビリホス	母ラット経口暴露における新生児の神経発達への影響及び新生児脳への形態学的影响	1 µg / m <sup>3</sup> (0.07 ppb) 但し、小児の場合は 0.1 µg / m <sup>3</sup> (0.007 ppb)	第182号通知
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	母ラット経口暴露における新生児の生殖器の構造異常等の影響	2.20 µg / m <sup>3</sup> (0.02 ppm)	第182号通知
テトラデカン	C <sub>4</sub> -C <sub>6</sub> 混合物のラット経口暴露における肝臓への影響	3.30 µg / m <sup>3</sup> (0.04 ppm)	第328号通知
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	ラット経口暴露における精巢への病理組織学的影响	1.20 µg / m <sup>3</sup> (7.6 ppb) "	第328号通知
ダイアジノン	ラット吸入暴露における血漿及び赤血球コリンエステラーゼ活性への影響	0.29 µg / m <sup>3</sup> (0.02 ppb)	第328号通知
アセトアルデヒド	ラットの経気道暴露における鼻腔嗅覚上皮への影響	4.8 µg / m <sup>3</sup> (0.03 ppm)	新規策定
フェノブカルブ	ラットの経口暴露におけるコリンエストラーゼ活性などへの影響	3.3 µg / m <sup>3</sup> (3.8 ppb)	新規策定

\*両単位の換算は、25℃の場合による

"フタル酸ジ-2-エチルヘキシルの蒸気圧については  $1.3 \times 10^{-4}$  Pa (25℃) ~  $8.6 \times 10^{-4}$  Pa (20℃) など多数の文献値があり、これらの換算濃度はそれぞれ 0.12 ~ 8.5 ppb 相当である。

各物質のリスク評価の詳細は別添1に示すとおりである。

#### (2) 採取方法及び測定方法について

アセトアルデヒド、フェノブカルブの採取及び測定方法については、第828号通知に基本的に従うものとする。これらの測定質量数等については別添2にまとめて示す。なお、各測定法については、同等以上の信頼性が確保できる方法であれば、設定した標準的方法に代えて用いても差し支えない。

また、スクリーニングの目的で簡易な方法を用いる場合には、化学物質濃度の過小評価が行われないよう配慮するとともに、指針値に適合しているか否かの最終的判定は、標準的方法と同等以上の信頼性が確保できる方法により行うよう留意すべきである。

#### 2. 相談マニュアル作成の手引きについて

相談マニュアル作成の手引きについては、第828号通知により貴様あて通知したところであるが、今回新たに指針値が追加されたこと等を受けて、追補を作成したので（別添3）、あわせて居住環境の指針や対策書をまとめるための手引き書として、また参考資料集として活用されたい。